本則に次の一条を加える。

（事務の区分）

第五条　前条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令（平成六年政令第四十号）	第四条の規定により都道府県が処理することとされている事務

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十九号

電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第四号及び第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は平成二十八年八月一日とし、同条第五号に掲げる規定の施行期日は平成二十九年四月一日とする。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　林　幹雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十号

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第十八条第一項、第十九条第一項及び第四十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「改正法第五条の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）」を「第五号旧ガス事業法」に改め、同条を第九条とし、第五条を第八条とし、第四条を第七条とし、第三条を第六条とする。

第二条中「第六条第一項に」を「第九条第一項に」に改め、同条を第五条とし、第一条の次に次の三条を加える。

（一般ガス導管事業に係る託送供給約款の認可の申請の期限）

第二条　改正法附則第十八条第一項の政令で定める日は、平成二十八年七月二十九日とする。

（一般ガス導管事業に係る最終保障供給に係る約款の届出の期限）

第三条　改正法附則第十九条第一項の政令で定める日は、平成二十八年十二月二十八日とする。

（一般ガス事業者等に係る権限の委任）

第四条　次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長が行うものとする。

一　改正法附則第十八条第一項及び第四項並びに第十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づく権限であって、供給区域（改正法第五条の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。第四号及び第九条第一項において「第五号旧ガス事業法」という。）第二条第三項の供給区域をいう。以下この条において同じ。）が一の経済産業局の管轄区域内のみにある改正法附則第十八条第一項に規定する一般ガス事業者（供給区域内における一般ガス事業者をいう。）に関するもの	供給区域を管轄する経済産業局長
二　改正法附則第二十二条第一項の規定に基づく権限であって、供給区域が一の経済産業局の管轄区域内のみにある旧一般ガス事業者（供給区域内における一般ガス事業者をいう。）に関するもの	供給区域を管轄する経済産業局長
三　改正法附則第二十六条第一項及び第四項の規定に基づく権限並びに改正法附則第二十七条の規定に基づく権限（改正法附則第二十六条第一項の認可に係るものに限る。）であって、供給区域が一の経済産業局の管轄区域内のみにある改正法附則第二十六条第一項に規定する一般ガス事業者（供給区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）に関するもの	供給区域を管轄する経済産業局長
四　改正法附則第二十八条第一項の規定に基づく権限であって、供給地点（第五号旧ガス事業法第三十七条の五第二項第三号の供給地点をいう。以下この号及び次号において同じ。）が一の経済産業局の管轄区域内のみにある旧簡易ガス小売事業者に関するもの	供給地点を管轄する経済産業局長
五　改正法附則第三十二条第一項及び第四項の規定に基づく権限であって、供給地点が一の経済産業局の管轄区域内のみにある同条第一項に規定する簡易ガス事業者に関するもの	供給地点を管轄する経済産業局長